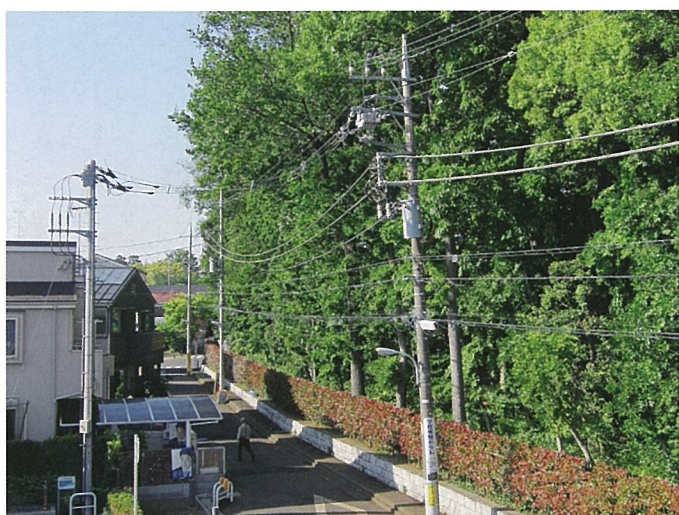


特別緑地保全地区制度の あらまし

～あなたの大切な緑を未来の東京へ残しませんか？～



TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

東京都

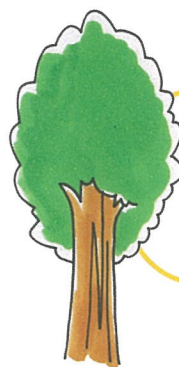


特別緑地保全地区制度とは？

豊かな緑を未来へ継承するために指定するものです。**持っている緑を未来の東京に残したい、先祖代々受け継いだ緑を持ち続けたい、**とお考えの地権者の方に、ぜひ活用していただきたい制度です！

指定により、税金の優遇等を受けることができるため、樹林地を所有する負担を軽減することができます。また、管理行為等については通常どおり行うことができますが、緑を守る上で支障となる建物の新築等には制限がかかります。

所有地を特別緑地保全地区に指定された方の声



- 特別緑地保全地区に指定されたことで、**大切な緑を未来に残すことが保証され、**安心しています。
- 以前は近隣の方からの落ち葉の苦情が多く、心苦しく思っていました。特別緑地保全地区に指定されたことで、**法律に基づいた大切な緑として見てもらえるようになり、**今では近隣の方と良好な関係を築いています。



指定によるメリット

お持ちの緑が特別緑地保全地区に指定され、緑を守り続けていただく場合、次のようなメリットがあります。

税金の優遇

税金が軽減されることにより、樹林地を所有・相続する負担を軽くすることができます。

(軽減される税金の例)

相続税：最大で8割の評価減

固定資産税・都市計画税：最大で5割の評価減

(現地の状況により、評価減の割合は異なります。)

※評価減とは…土地や家屋の評価額を減額して、相続税等を計算すること。



管理負担の軽減

管理協定制度や市民緑地制度等を併用することにより、自治体が所有者の方に代わって樹林地を管理し、樹林地を管理する負担を軽くすることができます。また、評価減された相続税等が更に評価減される場合もありますので、ご興味のある方は区市町までぜひご相談ください。



指定によりかかる制限

豊かな緑を守るため、特別緑地保全地区内では、次のような行為を行う際に行政の許可が必要となります。**緑を守る上で支障があると判断された行為は、原則として、許可されません。**



特別緑地保全地区は、所有者の方に緑を持ち続けていただき保全するための制度です。しかし、相続の発生等により事情が変わり建物の新築等が必要となった場合、所有者は土地の買取りを特別区または市（町の区域は都）に申し出ることができ、特別区または市（町の区域は都）がその土地を買収することとなっています。その場合、土地の譲渡所得が2000万円控除され、所得税が減額されます。



興味をもたれた方は…

1



持っている緑を未来に残していきたい！
という気持ちがある方は…

2



緑を守る方法について
区市町とご相談ください

3



指定の要件を満たしている場合…
自治体により指定されます

4



標識を設置し
今までどおり緑を守っていきます

特別緑地保全地区 Q&A

Q1

制限を課せられた上での管理ということですが、豊かな緑を維持するために、今まで以上に管理に気を配らなければいけないのでしょうか？

Q2

自分の代で指定してしまうと、子供や孫の代で考えが変わっても、何もできなくなってしまうのですか？

Q3

小規模な樹林地でも指定の対象になるのでしょうか？

A1

樹木の間伐・整枝など、通常の管理行為等は制限の対象になりませんので、あまり神経質にならずに、**所有者の方のやり方で維持管理していただければ大丈夫です。**

A2

基本的には、将来の世代にわたって緑を守っていただくをお願いしています。また、**全ての行為が不許可になるということではありません。**相続等により事情が変わった場合には、区市町にご相談ください。

A3

特別緑地保全地区の指定に面積規模の要件はありませんので、**小規模な樹林地も指定の対象となります。**実際に、約 0.06ha の樹林地を指定した実績があります。



区市町村担当部署
(特別緑地保全地区の指定等についての相談先)

表紙写真

左上：下保谷四丁目特別緑地保全地区

右上：仙川崖線緑地特別緑地保全地区

左下：上水新町一丁目特別緑地保全地区

右下：北烏山九丁目屋敷林特別緑地保全地区

「特別緑地保全地区制度のあらまし」

平成 28 年 3 月発行 登録番号 (27) 123

<編集・発行>

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都庁第二本庁舎 21 階中央

TEL : 03-5388-3264 FAX : 03-5388-1351

<印刷>

株式会社キタジマ

特別緑地保全地区について、より詳しく知りたい方は、
東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

東京都 特別緑地保全地区

で検索 

リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

R70

古紙配合70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています